

文京区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年九月二十四日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第七十八号

文京区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

文京区歯科技工士法施行細則（平成九年三月文京区規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「いう。」の下に「の施行に関し」を加え、「」及び歯科技工士法施行細則（昭和三十一年東京都規則第四十六号）に基づく区長の権限に属する事務に関し」を「。以下「省令」という。」に定めるもののほか」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（歯科技工所番号の通知）

第二条の二 省令第十三条第三項の規定による歯科技工所番号の通知は、別記様式第一号の二による。

第五条に次の一号を加える。

七 歯科技工所番号

別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

別記様式第1号の2（第2条の2関係）

第 号
年 月 日

様

文京区文京保健所長

歯科技工所番号通知書

歯科技工士法施行規則第13条第3項の規定により、下記のとおり歯科技工所番号を通知いたします。

記

- 1 歯科技工所名称
- 2 歯科技工所所在地
- 3 歯科技工所番号

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 区長は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二十一条第一項の規定により既に届出を行った歯科技工所の開設者であつて、同条第二項の規定による廃止の届出を行っていないものに対して、施行日の前日までに、この規則による改正後の文京区歯科技工士法施行細則第二条の二の規定の例により、歯科技工所番号の通知をするものとする。